法人会報しょうばら

No.57
令和２(2020)年秋季号

「花笑（かしょう）」

昨年秋の晴れの日、国営備北丘陵公園に撮影に行った。天気がとても良く、撮影日和だったこの日、ちょうどコスモスも満開。見渡す限り一面にコスモスの花。ピンクの色が青い空に映えていた。見た人が笑顔になる、そして心安らぐ、そんな素敵な光景だった。

写真提供：広島県立庄原格致高校 写真部　２年　熊谷　優花さん

公益社団法人
庄原法人会
〒727-0011 庄原市東本町一丁目2-22（庄原商工会議所会館内） TEL/FAX（0824）72-1889
http://www10.ocn.ne.jp/~shk/

主 な 内 容

第８回（令和２年度）通常総会・税務研修会開催 …… 3
受賞者紹介（全法連表彰ほか） …… 6
庄原法人会会長 ごあいさつ …… 7
庄原税務署署長 着任のごあいさつ …… 8
青年･女性部会コーナー
　青年部会活動状況 …… 12
　女性部会活動状況 …… 13
庄原税務署からのお知らせ …… 16
広島県北部県税事務所からのお知らせ …… 18
庄原市役所税務課からのお知らせ …… 19
アフラックからのお知らせ …… 20
法人会の基本方針・キャッチフレーズ …… 21
大同生命・ＡＩＧ損保からのお知らせ …… 22

よき経営者をめざすものの団体

それが法人会です

9月から12月は会員増強月間です

法人会に入会するとこんなメリットがあります

・正しい税知識や経営のノウハウを身につける為、色々な機会（研修会など）を設けています。
・最新の税制や経営情報をホームページ、出版物などで提供しています。
・税制のあり方や行政改革について、積極的な提言を行っています。
・地域社会への多様な貢献活動を会員企業と一体になって展開しています。
・企業防衛から経営者個人の備えまで充実した福利厚生制度を活用いただいています。
・若手経営者等を対象とした青年部、女性経営者などによる女性部も活発な活動を行っています。

未加入法人紹介のお願い

新規会員加入増募集運動を実施しております。会員の皆様のお近くに未加入の事業所がありましたら、役員または事務局までご紹介下さい。

（公社）庄原法人会　組織委員会事務局
TEL/FAX　0824－72－1889

表彰基準により、表彰状及び副賞を贈呈します。

第８回（令和２年度）通常総会開催

令和元年度決算報告などを承認

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言から、少しずつ日常を取り戻しつつあった６月３日に、第８回通常総会が㈱庄原グランドホテルにおいて開催されました。今回は必要最小限の席が間隔を空けて並ぶ全く異なる会場設営に、来賓出席もなく、時間短縮をして行うというこれまでに経験したことのない形式で行われました。

三宅会長の挨拶のあと、議事の令和元年度決算報告が承認され、理事会承認事項である令和元年度事業報告、令和２年度事業計画および収支予算が報告された。引き続き表彰式では、三宅会長から山根研修委員長に対して、税法税務の研修率が高い単位会に対する表彰で、公益財団法人全国法人会総連合　税法税務研修参加率優秀賞　全国440単位会中第２位の表彰を伝達された。

続いて、一般社団法人広島県法人会連合会長からの表彰状を伝達された。また、公益社団法人庄原法人会功労者表彰・会員増強推進功労表彰が行われた。

限られた時間ながら、貴重な意見交換の場となった総会は終了。「‘密’にならないように」との呼びかけのもと、順次解散となりました。

総会会場

挨拶する三宅会長

ソーシャルディスタンスでの総会

司会の伊藤常任理事（総務委員長）

令和元年度正味財産増減計算書（総括表）

平成31年４月１日から令和２年３月31日まで　　(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
１．経常増減の部				
(1)　経常収益				
基本財産運用益	501	500	1	
特定資産運用益	12	36	−24	
受取会費	2,159,000	2,220,000	−61,000	
事業収益	100,000	180,000	−80,000	
受取補助金等	5,644,700	5,020,500	624,200	
受取負担金	186,000	198,000	−12,000	
雑収益	81,079	506,954	−425,875	
経常収益計	8,171,292	8,125,990	45,302	
(2)　経常費用			0	
事業費	7,225,887	7,088,642	137,245	
管理費	912,411	965,239	−52,828	
経常費用計	8,138,298	8,053,881	84,417	
当期経常増減額	32,994	72,109	−39,115	
２．経常外増減の部			0	
(1)　経常外収益			0	
経常外収益計	0	0	0	
(2)　経常外費用			0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	32,994	72,109	−39,115	
当期一般正味財産増減額	32,994	72,109	−39,115	
一般正味財産期首残高	10,547,755	10,475,646	72,109	
一般正味財産期末残高	10,580,749	10,547,755	32,994	
Ⅱ　指定正味財産増減の部	0			
受取補助金等	4,652,500	4,701,800	−49,300	
一般正味財産への振替額	−4,652,500	−4,701,800	49,300	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ　正味財産期末残高	10,580,749	10,547,755	32,994	

令和２年度収支予算書

令和２年４月１日から令和３年３月31日まで　　(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
(1)　経常収益			
基本財産運用益	500	1,250	−750
特定資産運用益	12	30	−18
受取会費	2,160,000	2,200,000	−40,000
事業収益	100,000	180,000	−80,000
受取補助金等	5,115,800	5,108,700	7,100
受取負担金	160,000	180,000	−20,000
雑収益	80,020	300,020	−220,000
経常収益計	7,616,332	7,970,000	−353,668
(2)　経常費用			0
事業費	6,507,836	6,545,845	−38,009
管理費	1,108,496	1,424,155	−315,659
経常費用計	7,616,332	7,970,000	−353,668
当期経常増減額	0	0	0
２．経常外増減の部			0
(1)　経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2)　経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	10,475,000	10,475,000	0
一般正味財産期末残高	10,475,000	10,475,000	0
Ⅱ　指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	4,711,100	4,652,500	58,600
一般正味財産への振替額	−4,711,100	−4,652,500	−58,600
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	10,475,000	10,475,000	0

令和２年度事業計画書

自　令和２年４月１日
至　令和３年３月31日

Ⅰ　基本方針

公益法人に移行したことを契機に、事業の一層の活性化を図るとともに効率的な組織運営に努め、法人会活動の更なる充実に努める。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、各諸施策に取り組む。

Ⅱ　主な事業計画

公益関係

１．税知識普及事業

税法、税務を中心とした研修会の開催強化に努め、広報紙やホームページに「e-Tax」や税法の改正等の税情報を掲載するとともに、管内の小学６年生を対象とした「租税教室」を開催することで、税知識の一層の普及・啓発を図る。

また、税を考える週間行事への参加、地域のイベント等で税の啓発用品を配布するなど、税の啓発に資する広報活動を積極的に展開する。

２．納税意識高揚事業

次代を担う児童に、税を正しく理解してもらうことを目的に、管内の小学６年生を対象に、「税に関する絵はがきコンクール」を開催し、表彰・展示を行う。

また、管内の小・中学校を対象に、「税に関する作文・習字」を募集し、表彰する。

３．税制提言事業

地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

４．地域企業発展事業

地域企業と社会の健全な発展に貢献することを目的に、税制・政治・経済・経営・文化等に関する講演会や各種セミナー、研修会を開催する。

５．地域社会貢献事業

地域社会の改善・支援に資することを目的として、障害者等を支援する団体に対して団体が必要としている物品を寄贈する。

共益関係

１．会員交流事業

⑴　会員の交流の輪を広げるとともに、会員間の情報交換や交流会等の親睦事業を行うなどして異業種交流を図る。また、会員に限定した研修会・セミナー等の開催、優良図書の斡旋等を行う。

⑵　支部による地域に密着した活動を充実させるとともに、青年・女性部会活動の充実強化を図る。

２．福利厚生事業

会員企業の保険に対する意識の変化をはじめとして、法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は、一段と厳しさを増している。このような状況のもと、取扱三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、経営者大型総合保障制度、ビジネスガード、がん・医療保険制度の推進を中心とした活動を展開する。

３．会員増強事業

組織基盤の充実強化策として、9月から12月を「会員増強月間」とし、積極的な会員増強を図る。

⑴　関係官庁、税理士会、金融機関、提携保険各社及び友誼団体との連携による推進。

⑵　支部毎の役員による率先した参画や指導のもと、新規加入の推進を行うとともに、退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

受賞おめでとうございます

☆公益財団法人全国法人会総連 合税法税務研修参加率優秀賞

その年度において税法税務の研修参加率が高い単位会に対する表彰

全国440単位会中　第２位

三宅会長（右）
山根研修委員長（左）

☆一般社団法人広島県法人会連合会会長功労表彰者（表彰状）
☆公益社団法人庄原法人会長功労表彰者（表彰状）

理　　事　**齋藤　　健**　氏
［㈱斎藤組］

理　　事　**糸谷　康孝**　氏
［長岡鉄工建設㈱］

専務理事　**定丸　義輝**　氏
［(公社)庄原法人会］

三宅会長（右）
齋藤理事（左）

三宅会長（右）
糸谷理事（左）

三宅会長（右）
定丸専務理事（左）

☆公益社団法人庄原法人会会員 増強推進功労表彰者（表彰状）

税　理　士　**村武　広三**　氏
［税理士法人アイＴＡＸ］

代表取締役　**赤木ひろみ**　氏
［㈲アップルグループ］

三宅会長（右）
村武税理士（左）

ごあいさつ

公益社団法人
庄原法人会
会長　三 宅 康 文

本年も、梅雨明け以来記録的な猛暑が続いていましたが、お盆過ぎからやっと朝晩は少し涼しくなり、秋の気配を感じられるようになってきました。

会員の皆様には、平素より当法人会に対しまして格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大が原因で、地域経済は急速に悪化しています。多くの事業者は売り上げの大幅な減少により資金繰りのめどが立たず、先行きが見通せないことから事業の継続に危機感を覚えながら、日々を過ごすという極めて厳しい状況にあります。

当法人会も、コロナウイルス感染症の発生後、理事会・常任理事会・総会等の行事もほとんどが書面決議や最少人数で開催せざるを得ず、事業実施もままならない状態です。

そのなかで青年部会による「租税教室」女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」の実施は、税知識普及事業・納税意識高揚事業として地域の健全な発展に貢献する活動として特筆すべきものだと感謝しています。

コロナ禍のなか依然として、法人会会員企業を取り巻く社会環境･経済環境は厳しい状況ですが、全法連より「新型コロナウイルスに関する対策リンク集」がホームページ上に公開されています。同リンク集には、持続化給付金･家賃支援給付金･特別定額給付金・税制上の措置等の緊急経済対策や、中小企業に関係する政府・行政機関からの施策、福利厚生制度協力会社からの案内等がまとめて掲載されています。是非ご一読され参考にして頂きたいと思います。

４月に発令された緊急事態宣言の後、収束が見通せない時期もありましたが５月末にやっと解除され、現在は手探りの状態で社会活動・経済活動が再開されています。今後、再び感染が拡大する可能性もあり新たな感染拡大防止やウィズコロナを考慮した経済活動のため、全法連や県法連・関係する官庁からの情報収集に努め会員の皆様に有益な情報を提供できるよう最大限の努力をしたいと思います。

未曾有の状況のなか税の果たす役割は、コロナ後の国の財政再建にとってより一層重要になることと思いますので「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体である」との理念のもと、納税意識の向上と企業及び社会の健全な発展に貢献できる活動に努めたいと思います。

終わりになりましたが、会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念しご挨拶に代えさせて頂きます。

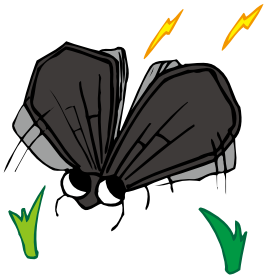

着任のごあいさつ

庄原税務署
署長　古谷（ふるたに）　浩治（こうじ）

この７月の定期人事異動で、第77代庄原税務署長を拝命しました古谷でございます。

前任の山本署長同様よろしくお願い申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため、経営等に影響が出られている会員の方々にお見舞い申し上げます。

国税といたしましても、こうした厳しい立場に置かれている納税者の皆様に対して、申告期限や納税期限の延長、納税猶予の特例の適用、個別相談の実施などにより、皆様方の心情に沿った丁寧で親切な対応に努めて参ります。

改めまして、公益社団法人庄原法人会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、心より感謝申し上げます。

私は下関市の出身ですが、国税に勤務して以来、広島に住んでおり、自宅は広島市にあります。庄原の勤務は初めてですが、家族を連れて、備北丘陵公園や帝釈峡などにキャンプやレジャーで来させていただいておりました。

庄原は、自然が豊かで、人が優しい土地であると感じており、このような庄原において勤務させていただくことは大変ありがたいことであります。

こちらに来させていただく前は呉税務署副署長で、これまで所得税の担当を中心に、国際課税や電子商取引、国税不服審判所での審理・裁決などを経験してきました。

ご承知のとおり、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。

その中で、「正直な納税者が馬鹿を見ない税務行政」を私の信条として、納税者の適正申告に役立つ情報提供やＩＣＴを活用した利便性の高い納税環境の整備など納税者サービスに努めるとともに、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨み、適正・公平な課税・徴収の実現に努めて参ります。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためにも、e-Tax による電子申告、ダイレクト納付等キャシュレス納付の利用、国税庁ホームページでのチャットボットの利用や電話による税務相談など、非対面による各種申告、納税等の推進を積極的に取り組んで参りますので、会員の皆様方におかれましても、更なる利用をお願い致します。

さて、公益社団法人庄原法人会におかれましては、長年にわたり「よき経営者をめざす者の団体」として、正しい税知識の普及及び納税道義の高揚を図るための広報活動や啓発活動に取り組まれるなど、納税意識の向上と企業及び社会の健全な発展に貢献されておられます。

特に、次代を担う子供たちに対する租税教育活動は大変重要であり、「租税教室」や「絵はがきコンクール」などの活動に対しましては、改めて敬意を表します。

これも三宅会長をはじめ役員、会員の皆様方の努力の賜物であると感じております。

私どもが課せられた使命を果たすためには、皆様方の力が必要であり、引き続き、税務行政の良き理解者として、公益社団法人庄原法人会の皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに当たり、公益社団法人庄原法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご活躍・ご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

庄原税務署からのお知らせ

庄原税務署　人事異動

新　任

（職　名）	（氏　名）	（前任地）
署長	古谷　浩治	呉署副署長
総務係長	原井　智法	廿日市署法１調官
上席徴収官	横谷　長吉	局主任相談官
統括国税調査官	中祖　章	広島西署個人２統括
上席調査官(所)	谷本　浩一	尾道署個人１上席
調査官（法）	奥野　弘司	三次署法人上席

転　任

（職　名）	（氏　名）	（異動先）
署長	山本　公和	退職
総務係長	兒玉　卓朗	局課総実官
上席徴収官	早川　健司	三次署管運徴官
統括国税調査官	吉田　一泰	倉吉署法人統括
上席調査官(所)	安野　友規	退職
調査官（法）	望月　憲司	局会計支出主任

国税庁からのお知らせ

令和２年分年末調整等説明会開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

庄原法人会からのお知らせ

税務研修会の開催について

新型コロナウイルス対策

※新型コロナウイルス感染症予防対策を実施したうえで開催いたします。
※ご来場される方はマスク着用をお願いいたします。

かんぽの郷庄原　１Ｆ多目的ホール 令和2年11月11日（水）	庄原市役所東城支所　３Ｆ会議室 令和2年11月12日（木）
１部＝14:00～15:10 ２部＝15:20～16:00　（予定） 受講申し込み＝11月９日（月）迄	１部＝14:00～15:10 ２部＝15:20～16:00　（予定） 受講申し込み＝11月９日（月）迄

研修会内容

１部	２部
「年末調整改正点」について 講　師　庄原税務署　担当官　（両会場）	「令和２年度税制改正のあらまし」 講　師　税理士　村武　広三　氏　（庄原会場） 講　師　税理士　岡村　元治　氏　（東城会場）

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

緊急経済対策における税制上の措置

令和２年４月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

１ 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで１年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要
▷令和２年２月から納期限までの一定の期間（１カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について１年間納税を猶予。 ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。 ▷**担保は不要。** ▷**延滞税は免除。**

【申請手続】

令和２年６月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和２年２月１日から令和３年１月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

２ 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が１億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が１億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和２年２月１日から令和４年１月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

３ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は７％（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）
（要　件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア

【適用時期】

令和３年３月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

４ 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても、**課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件
①　特例に係る法律の施行（令和２年４月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、 ②　新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月１日から令和３年１月31日までの期間の内、**一定期間（１カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、 ③　当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合 （注１）　原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。 ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から２カ月 ▷個人：課税期間の翌年の３月末 （注２）　国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を２年間継続する必要はありません。**

【適用時期】
　特例法の施行日（令和２年４月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5　中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和３年度課税の１年分に限り、償却資産と事業用家屋**に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を２分の１又はゼロとする措置が講じられます。
（※）令和２年２月～10月までの**任意の３カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	**２分の１**
50%以上減少している者	**ゼロ**

【適用時期】
　令和３年１月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6　生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

　新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和５年３月31日まで適用期限が２年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの** ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和４年度までの２年間に限り延長（令和５年３月31日まで）

7　特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

　公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和３年１月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。
　なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。
（注）施行日の前日（令和２年４月29日）までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8　住宅ローン控除の適用要件の弾力化

　新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1)　住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 **（入居期限：令和２年12月31日⇒令和３年12月31日）** ①　注文住宅の新築は令和２年９月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和２年11月末までに契約が行われていること ②　新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと **(2)　既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件** **（取得日から６カ月以内⇒増改築等完了の日から６カ月以内）** ①　既存住宅取得の日から５カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和２年４月30日）から２ヵ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ②　取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9　その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

　自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を１%分軽減する特例措置の適用期限が６カ月延長され、令和３年３月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

　耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から６月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和３年度末（令和４年３月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

　政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

公益財団法人
全国法人会総連合
〒160-0002　新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ
新型コロナウィルスに関する対策リンク集

青年部会コーナー

令和2年前期（1～8月）の主な事業活動状況

○公益・税知識普及事業「租税教室」

藤谷研修・事業委員長

武田部会長

三宅総務・親睦副委員長

久保部会員

舛元総務・親睦副委員長

竹田副部会長

足利部会員

貞入顧問

租税教室の開催

令和２年６月23日　総　領小学校　　参加者11名　講師２名（青年部）
令和２年６月26日　庄　原小学校　　参加者62名　講師２名（青年部）
令和２年７月３日　西　城小学校　　参加者16名　講師２名（青年部）
令和２年７月13日　東　城小学校　　参加者39名　講師２名（青年部）
令和２年７月15日　美古登小学校　　参加者９名　講師２名（青年部）
令和２年７月17日　小奴可小学校　　参加者12名　講師２名（青年部）
令和２年７月22日　比　和小学校　　参加者16名　講師２名（青年部）
令和２年７月29日　山　内小学校　　参加者８名　講師２名（青年部）

女性部会コーナー

令和2年前期（1～8月）の主な事業活動状況

○税務研修会（令和２年２月12日：かんぽの郷庄原）

研修される女性部会員